

○高知市障害者福祉センター

条例別表

施設	時間	午 前	午 後	夜 間	1 時間単価
		午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	
集 会 所		3,260円	4,350円	4,350円	1,090円

備考

- 1 午前から午後へ、午後から夜間へ、又は午前から夜間へ引き続き使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合計した額とする。
- 2 1 時間以上使用しない時間がある時間区分の使用料については、第 4 項の規定により算出した 1 時間当たりの使用料の額（次項において「1 時間単価」という。）に使用する時間（当該時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 3 1 時間以上使用しない時間がある午前又は午後の時間区分と連続する正午から午後 1 時までの使用料は、1 時間単価とする。
- 4 1 時間当たりの使用料の額は、午前、午後及び夜間の各時間区分の使用料を合計して得た額を 11 で除して得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。）とする。